

(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）は、寒風山を含む男鹿国定公園や男鹿半島・大潟ジオパークのエリアに近接していることから、これら地域特有の自然環境への配慮を欠くことなく、適切に環境影響評価を行うこと。

また、事業の実施による環境影響を可能な限り回避すること。これが困難である場合には、実施区域の再検討を含めた計画の見直しを行うこと。

(5) 実施区域及びその周辺における里地里山の水環境や生態系への工事の実施に伴う影響について、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その影響を可能な限り回避するよう環境保全措置を検討すること。

(6) 県内の一部地域では風力発電所の設置が原因とみられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

実施区域周辺には複数の住居等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水質

実施区域及びその周辺には複数の河川や用水路が存在していることから、これらの利水状況等を把握した上で、工事の実施に伴う水の濁りによる影響を適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な貯留容量の沈砂池を設置するなどの環境保全措置を検討すること。

(3) 動物

実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である八郎潟干拓地の周辺に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性があるほか、寒風山と真山・本山との間は多様な鳥類の移動経路となっている可能性がある。加えて、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生について、累積的な影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査方法の見直しを検討するなどした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観

ア 実施区域は、男鹿国定公園に近接しているほか、男鹿半島・大潟ジオパークのジオサイトである板場の台や安田海岸、寒風山等が周囲に存在していることから、本事業の実施による景観への影響が懸念される。このため、景観への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、事業計画の検討結果に反映させること。

なお、検討に当たっては、地域住民や地元自治体等の意見を十分に勘案すること。

イ 実施区域周辺には、計画した身近な景観の調査地点より実施区域に近い集落として琴川地区等が存在することから、当該地区の住民等の意見を確認した上で調査地点の追加について検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「寒風山パラグライダー」が存在することから、その活動の状況を適切に把握した上で、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に予測及び評価を行うこと。